

米国・中国知的財産権訴訟判例解説(第22回) 中国特許行政訴訟上訴審における 証拠の追加提出の制限

~権利者側と審判請求人側との証拠提出可能範囲の相違~

四川新緑色薬業科技発展有限公司 上訴人 (原審原告)

国家知識産権局 被上訴人 (原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

知識産権局復審委員会によりなされた無効宣告決定に対しては北京知識産権法院に上訴することができ、北京知識産権法院の判決に対しては第2審として最高人民法院に上訴することができる。

本事件では審判段階で提出されていなかった新たな証拠が上訴審で提出された場合の取り扱いが問題となった。

最高人民法院は特許権利付与及び権利確認訴訟において証拠提出の機会を与えなければ他に救済手段がないことから、特許権者側に新たな証拠の提出を認め、特許無効との判断を下した第1審判決1を取り消した2。

2. 背景

(1) 特許の内容

四川新緑色薬業科技発展有限公司(原告)は薬品の自動調剤及び計量装置と称する発明特許第03135523.4(以下、523特許という)を所有している。523特許は2003年8月4日に出願され、2006年9月13日に登録された。

争点となった請求項1は以下のとおりである。

¹ 北京知識産権法院2020年9月18日判決 (2020) 京73行初7143号

² 最高人民法院2021年11月10日判決 (2021) 最高法知行終93号